様式第四第1表(裏)

一般国道　1　号道路台帳

図面番号		図面対象番号	

道路の種類	一般国道	路線名	1号(京滋バイパス)	道路管理者	国土交通大臣
路線の指定(認定)年月日	昭和27年12月4日	指定(認定)の該当条項	道路法第5条		
起点	京都府久世郡久御山町大字市田小字中観世14番1	主要な経過地	京都府久世郡久御山町		
終点	京都府久世郡久御山町大字森小字川端36番3				
路線の延長	2,003メートル	供用開始の区間及び年月日			

路線の延長の内訳			
供用されている区間の延長	実延長	2,003メートル	昭和63年8月29日
	重複延長	0メートル	
供用されていない区間の延長		0メートル	

実延長の内訳	道路	トンネル		橋			渡船施設			
	メートル	個数	延長	種類	個数	延長	渡船場		渡船	
	2,003	0	メートル 0	永久橋	3	633.5m				
				木橋		m	個数	延長	船数	運行距離
				混合橋		m	0	m 0	0	m 0
				計	3	633.5m				

	19.5メートル以上	13.0メートル以上19.5メートル未満	5.5メートル以上13.0メートル未満	5.5メートル未満
舗装道	0m	2,003m	0m	0m
砂利道	0m	0m	0m	0m
計	0m	2,003m	0m	0m

自動車交通不能区間の延長	メートル	鉄道又は新設軌道との交差	交差の方式		個数
			立体交差	跨道	0 箇所
				跨線	0 箇所
			平面交差		0 箇所

道路の敷地の面積	国有地	地方公共団体有地	民有地	計
	㎡	㎡	㎡	㎡ 74,784

最小車道幅員	箇所	最小曲線半径	箇所	最急縦断勾配	箇所

有料道路	区間	延長	管理者	根拠条項	料金徴収期間
	―	メートル ―	―	―	―

延長の内訳	道路		トンネル		橋		渡船施設	
	―	m	―	m	―	m	―	m
	19.0メートル以上	― m	13.0メートル以上19.5メートル未満	― m	4.0メートル以上13.0メートル未満	― m	4.0メートル未満	― m

道路と効用を兼ねる主要な工作物の概要
軌道その他主要なる占用物件の概要
その他特記すべき事項
調整(改訂)の年月日

第二表

1号

区間	幅員				延長					追加延長	路面の種類	備考
	車道 m	歩道 m	分離帯 m	路肩 m	道路 m	トンネル m	橋 m	渡船施設 m	計 m	m		
久世郡久御山町市田中観世 久世郡久御山町市田南観世	7.20 7.15	3.50		1.40＋0.65 0.65＋1.40	889.00				889	889	AS	
久世郡久御山町森北大内	7.25 7.20	2.50 2.50		0.50＋0.50 0.50＋0.50			332.50		333	1,222	AS	
久世郡久御山町森中内	7.00 7.00	3.15		1.40＋0．65 0.65＋1.40	774.00		7.00		781	2,003	AS	

第三表

トンネル調書

図面対照番号	名称	箇所	延長	構造								建設年次	備考
				車道	歩道	路肩	有効高	拱	側壁	排水施設	照明施設		
	該当なし												

第四表

橋　調　書

図面対照番号	名　称	箇　所	延　長	構造				橋種及び型式	建設年次	耐荷荷重	現状	備考
				車道	歩道	路肩	面積					
B8～B9	古川高架橋(下)	久御山町大字森小字北大内地先	294.0m	7.0m	2.5m	1.25m	3、160.5㎡	Sg	S63	TL-20	古川	
B8～B9	古川高架橋(上)	久御山町大字市田小字南観世地先	332.5m	7.0m	2.5m	1.25m	3,574.4㎡	Sg	S63	TL-20	古川	
B10	無名橋	久御山町大字森小字大内地先	7.0m	6.5m	0m	2.5m	63.0㎡	Rc	—	—	跨道橋	

第五表

鉄道等との交差調書

図面対照番号	箇　　所	鉄道又は新設軌道の名称	交差の方式	延　長	幅　員	有効高又は交差角度	備　考
	該当なし						